

ホットな消費者ニュース

～あなたの地域の危ない商法・21年6月号



★久しぶりにエステに行ったら店がない！・・・福岡市消費生活センター

(相談事例)

エステサロンで美顔15回コースを30万円で契約し、クレジットで分割払い中。久しぶりに店に行ったら、看板も人の気配もなく、電話も繋がらない。これまで20万円払ったけど、まだ5回しか利用していない。このままサービスが受けられなかったら、払い過ぎたお金はどうなるの？残り10万円のクレジット払いは止められないの？

(解説)

事業者が倒産した場合でも、サービスを受けた分の支払いはしなくてはなりません。未提供サービスがある場合は、状況により対応が異なります。

○事業者と連絡がつかない場合、残念ながら払い過ぎた分を取り戻すことは困難です。ただし、相談事例では分割払いを利用しているので、クレジット会社に対し「事業者の債務不履行（サービスを提供しない）」という理由で今後の請求を止めることはできます。

○事業者の倒産が確認できた場合、事業者宛に「施術の履行を希望。不可能なら契約を解除して未提供サービス分の料金返金を希望する」旨の書面を送付しましょう。破産手続開始決定後は、改めて未提供サービスの料金相当額を「破産債権」として裁判所に届け出て配当を待つことになります。

いずれにしても、返済資金はほとんどないことが多いので、返金されたとしてもわずかな金額しか期待できません。

(アドバイス)

事業者が倒産した場合、いったん支払ったお金を取り戻すことは困難です。信用できる事業者を選ぶことが大切です。一般の消費者が事業者の経営状況を判断するのは難しいものです。こうしたリスクを避けるために、消費者自身が①あまり長期で高額な契約をしない。②現金一括払いは避け、割高でもクレジットの分割払いを利用する。などの自衛手段を講じることも必要でしょう。

★新学期、子供の教材の契約には気をつけましょう！・・・飯塚市消費生活センター

(相談事例)

自宅に子供用の教材会社から電話があり、中学生になったばかりの息子について「新学期から勉強を始めないと、高校受験には間に合いませんよ」と言われ不安になったので、早速家に来てもらい、教材の契約をしました。しかし、数日過ぎてよく考えると、非常に高額な金額なので不安です。

(事例処理)

書類を確認すると、役務提供はなく、教材だけの売買契約の内容でした。役務提供（家庭教師等）付の契約であれば途中解約が可能ですが、相談者の場合は教材の売買契約になるので途中解約ができない事を説明しました。

ただし、相談者は契約して6日目でしたので、クーリング・オフができる事を伝えました。

(アドバイス)

新学期が始まり親も子も環境に不安を抱えているところへ、さらに不安をあおるような言葉で契約を迫ります。親の弱みにつけ込まれるため、ついつい契約をしてしまいがちです。相手の言葉に振り回されず、子供の状態や経済的な状況を冷静に考え、慌てず慎重に契約をしましょう。困ったときは悩まず相談することが大切です。

困ったときは、
気軽にご相談
下さい



●各消費生活センターの相談窓口●

福岡県	092-632-0999	(日曜日でも電話相談可)
福岡市	092-781-0999	(第2・第4土曜日でも電話相談可)
北九州市	093-861-0999	(土曜日でも相談可)
久留米市	0942-30-7700	
飯塚市	0948-22-0857	
宗像市	0940-33-5454	

* 電話のかけ間違いにご注意下さい。